

憲法週間にあたって

令和4年5月1日

松江地方・家庭裁判所

松江地方検察庁

島根県弁護士会

令和4年5月3日は、日本国憲法の施行から75周年となる憲法記念日です。日本国憲法は、これまで、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本原理として、自由で公正な社会の実現に大きな役割を果たしてきました。

裁判所、検察庁及び弁護士会の法曹三者では、憲法の精神や司法の機能について理解と信頼を深めていただくことを目的として、憲法記念日を含む5月1日から7日までの一週間を「憲法週間」とし、国民生活の中で法曹三者が果たしている役割などについて広報活動を行っています。

全国的に新型コロナウイルス感染症のまん延は終息に至らず、島根県民の皆様の生活にも甚大な影響を及ぼしていますが、法曹三者としては、必要な感染症対策を講じつつ、国民から負託されたそれぞれの役割を果たしていきたいと考えています。

~~~~~

### 【松江地方・家庭裁判所】

本年4月1日から、成人年齢が18歳に引き下げられ、18歳及び19歳の方も令和5年には裁判員裁判に参加していただくことになりました。裁判員制度は、国民が刑事裁判に参加する制度で、法廷で行われる審理に立ち会い、裁判官とともに被告人が有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするのかを判断します。これまで国民の高い意識と誠実な姿勢に支えられて10年以上の実績を積み重ねることができ、裁判員を経験された多くの方からは貴重な経験だったとの感想をいただいている。また、若い方の視点や感覚も裁判に反映されることが期待されています。裁判員候補者に選ばれた際には、ぜひ積極的な参加をお願いいたします。

## 【松江地方検察庁】

司法は、紛争の解決・未然防止など生活の隅々まで影響を及ぼすものです。犯罪や刑事手続に関する分野でも、一般の人が犯罪の被害に遭うこともあるれば、裁判員裁判あるいは検察審査会の一員として、刑事司法の主体として関与することもあります。この憲法週間を機会に、憲法や法律について、御自身にも関係する事柄として、学び、考え、議論してみてはいかがでしょうか。松江地方検察庁では、通年行事として「ふれあい広報」を実施しており、現職の検察官や検察事務官による裁判員制度の説明会や法教育に関する様々なプログラムを用意しています。

ご興味がある方は、ぜひお気軽にお問い合わせください。

## 【島根県弁護士会】

皆様は、日常生活で失敗をされますか。周囲に携帯電話や、車の鍵、財布などをなくされる方はいませんか。国家権力にもありがちな失敗があります。それは、古代ローマの時代から「無謀な戦争」「人権侵害」「権力の独裁」です。憲法は、「無謀な戦争」を防ぐための手立て、「人権侵害」を防ぐため予め重要な権利を規定し、「独裁」に陥らないように権力を分散し、また権力に民主的コントロールを及ぼしています。しかし、世界を見渡せばこれらのこととは当たり前ではありません。現代においてもロシア連邦がウクライナに軍事侵攻したように。当たり前がこれからも守られるように、県民の皆様に対して憲法の精神などの普及に努めていきます。

~~~~~

憲法記念日を迎えるにあたり、日本国憲法の下での司法権に基づく法曹三者各自の使命の重さに改めて思いを致し、県民の皆様の司法への期待と信頼に応えられるよう、その職責を十分に自覚して、使命感をもって職務に取り組んでいきたいと思います。